

中等以上ノ良民ト交際ス	二二	三
通常良民ト交際ス	二一	二八
奸佞不良ノ徒若シクハ管テ 入監中ノ者ト交際ス	一	一
ト交際ノ状況	一	一
失踪	一	一
死亡	一	一

稍世人ノ信用ナ回復セシ者	一	四	六	一	一
更ニ世人ノ信用ナキ者	一	四	六	一	一
否	一	四	六	一	一
失踪	一	四	六	一	一
死亡	一	四	六	一	一

備考

本表ハ特赦及假出獄又ハ賞票ヲ有シテ滿期出獄セシ者
ノ身上調査ヲ所轄警察署ヘ照會シ其回答報告ニヨリ調
査シタルモノナリ

海嘯慘記

嗚呼慘なるかな、東奥三陸の地、囹圄の中に包まれ縲縶の辱に遭ふ者も、尙、且餘生を樂む斯聖代に、何たる悲運ぞ、身は狂瀾怒濤に凌はれ、あへなく魚介の餌とならむとは、幸にして九死一生を免れたるも、養ふの父母なく、侍するに妻子なく、孤身榮々倚る邊なきの輩、生者寧ろ死するの安逸なるに如かず、わはれ、此の

悲慘、筆を探るだに夏尚ほ寒し、况んや我親愛なる道友會員諸士の斃れたるに於てをや、苟くも身を戒護の職に置くに非ざりしならば、幸に免るゝことを得たらむに、不幸にして生前この薄給に甘んじ、死して再び父母の慈顔に接すること能はざるに至りたる所以のもの、豈慟して哭すべきの至ならずや、死する者天運を稱する可なり、生残せる妻子眷屬を如何せん、是等の者は今日以後誰が爲めに露命を繼くべきか、負傷する者天命と稱する亦可なり、辛ふじて糊口の資を得るの薄職、如何して醫藥の資を求むべき、之を思い之を憶はゞ道友の諸士誰れか涙を揮て奮然救助の念を發せざる者あらむや、本會微力なりと雖も亦起て義俠諸士の顧念を煩はすに至りたるは實に玆に在り、而して能く此義舉に應せられたるの仁人君子續出するに至りたるは謹謝の情に堪へざる所なり、尙其詳細の如きは本號廣告欄内を參看あれ、參看して而して左の實況特報を一讀せば本會の舉、亦徒爾ならざるを知るに足らむ

藤吉習教氏特報

今回海嘯の害を被りたる宮城集治監出役所は、仙臺より東北の間に當れる海濱にあり、道程凡二十有三里往

來不便にして石の巻迄は漁車漁船の兩便あるも、夫よリ先き八九里間は道路嶮惡、殊に此濱に超ゆる一つの崎あり上下三里餘甚だ峻嶮なるが上當時は草木鬱蒼し殆んど坂路を埋沒するに至れる最も困難の通路たり、之を下る二里余にして一小灣あり雄勝濱と云ふ集治監の出役所は此處にあり、當時出役せしめ置きたる囚人百九十五名看守長一名看守三十四名なり

さて宮城集治監雄勝出役所は灣を前に控へ殊に看守合宿所の如きは尤も其附近に接し居るの故を以て激嘯の眞向に襲はるゝところとなり當夜休憩の看守十六名にして終日の劇務に身体疲勞し、中には書見中のものもありしと、今此内にありて存命し居りしものの咄を聞くに、時恰も、午後八時二十分頃海面に當り轟然として殆んど山岳を倒すが如き物凄き鳴動を發したり、急破來れる有様なるを以て僅に佩劍と帽とを携帶し臺所迄こそ海嘯起れりと各糾合監房に至らんとして正装を着んとするも、實に咄嗟の間に激浪怒濤の中に包まるゝところとなり、床板は破竹の如き響きを爲し天井裏に迄剥けられ身體板挾みと

なりて出るに途のなかりしも幸ひなるかな水明に壁の隅に一ヶの穴あるを透見したるに依り決死夫より屋根の上に出しが此時既に柱等を一掃せられ屋根のみ漂流し居れり、之れも亦瞬時に裂けんとするの危機一髪の中に流れ來れる船ありしを以て三名丈け直ちに之れに飛乗り余の五名は他より辛ふして萬死に一生を得たりと云へり

監房に於ては部長一名に看守二名の宿直なりしが前同様の鳴動を聞くと齋しく一名は早く一監房を開扉し又一名他の監房に移らんとしたれど其監房は水先に當り赴く能はず囚徒は房内の柵壁に攀登して救助を乞ふの聲、四方に喧噪し時に一人の看守危險を冒して監扉を敷石の大なるものにて打破り水勢稍緩慢に赴くの機を見て悉く囚徒を開放せり、此危險を冒して開放したる看守は佐藤信安と云ふ水練家なりしと、且つ不思議にも場内に建設し置たる「ランプ」の一つ消へざる在りしかば之れを片手に差上げ尙ほ水嵩五尺の身体を没する中を先導しつゝ、囚人を無事山上に引致せり、夫が爲め二百に近き囚人中僅に二名の溺死と行方不明の者二名を出せしのみなりと若し此看守と「ランプ」のなか

りせば或は如何なる事に至れるやも計り難しと云合へり、之れより先き部長は鍵を取出さんと事務所に入り再び出んどする時に於て既に身体をさらはれ生命危ふかりしを辛ふして萬死に一生を得たりし、開放したる囚徒等は殊勝にも看守長中村欣一氏の住居近傍に蟻集せり、此際散宿し居りたる看守は各危険を冒し戒護に従事し、尋て不取敢同處の山腹なる天雄寺に避難せしめ置きしが典獄小泉保直氏は右の報に接するや否、直ちに急行出張せられ其處分方法を講せられし上、百五十六名の囚徒を一と先づ本監に引揚げ、残る二十七名をして跡取方付の濟次第引揚上げらるゝ都合なりと

已上の如き有様なるを以て僅に監房と炊所事務所とを残すのみ他は悉く急瀧の勢ひを以て、一舉萬物を洗ひ去らるゝに至れり、残りたるものと雖も土臺下を崩し縦横蹂躪四方を破壊しあれば、到底再び用には立たざるなり今残りたるところのものは何れも一端激浪の中に包まるゝと雖も水の吐出し易きに由て蓋し存在せしものならん

囚人は避難前後共、至て平穏無事當時僅かに三名の逃走者あるも何れも直に捕獲せり、畢竟斯く平穏無事に

至りたるは看守長已下看守諸君の職務に挺身盡瘁したる結果に外ならざるなり

被難の看守及囚人は別紙の如し尙ほ参考の爲め被害の略圖差送申候

(別紙)看守海嘯被害生死不明の者

死体	任	命	現俸	勤続年數	族籍	氏名	年齢
廿五年七月二日	十六年六月廿六日	九圓	石川縣平民	四年	十三年	英太郎	元治元年三月晦日生
	廿六年十二月十九日	九圓	宮城縣士族	十年	七年	澤義平	安政元年三月生
	廿六年六月廿六日	九圓	管野久左衛門	三年	全	久五郎	明治二年九月廿四日生
	廿七年六月廿六日	九圓	今野久五郎	二年	一ヶ月	好義	明治六年三月十五日生
	廿七年四月一日	九圓	石川縣士族	三年	三ヶ月	弘化三年九月十五日生	元治元年八月十日生
	廿六年四月一日	九圓	小塙斧男	三年	全	忠之進	明治六年三月十五日生
	廿六年四月十五日	九圓	福井縣坂井郡坂	二年	三ヶ月	中津山忠之進	安政六年正月生
	廿五年九月廿八日	九圓	片山則次	一年	全		
	廿五年五月廿八日	九圓		十四ヶ月	全		
	廿五年五月廿八日	九圓		五ヶ月	全		

明治廿九年六月十五日雄勝出役所ニ於テ
溺死々体發見、懲役終身強盜盜五犯

福井縣坂井郡坂

嘉永五年十一月生

